

平成24年10月15日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 守谷 隆 志  
(コード番号 6819)

問い合わせ先  
経営企画室  
電話番号 03-5786-3900

## 当社子会社による執行抗告取下げに関するお知らせ

当社の子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート（以下「SPR社」という）は、本日、東京高等裁判所に対して、債権差押命令に対する執行抗告の取下げをいたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 債権差押命令に対する執行抗告の取下げ

##### (1) 執行抗告取下げの裁判所及び年月日

裁判所	東京高等裁判所
年月日	平成24年10月15日

##### (2) 執行抗告取下げをするに至った経緯

平成24年5月21日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、株式会社ケプラム（東京都新宿区、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）は、静岡地方裁判所沼津支部において、SPR社が静岡県伊東市に保有する伊豆シャボテン公園・伊豆ぐらんぱる公園等の土地・建物（以下「対象不動産」という）に対して競売を申立てしております。

平成24年6月29日付「当社子会社による根抵当権設定登記抹消に関する訴訟の提起に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、SPR社は、同裁判所において、ケプラム社に対して、根抵当権設定登記の抹消登記手続きに関する訴訟の提起をしております。

平成24年8月10日付「当社子会社に対する債権差押命令に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、当社は第三債務者として同月9日に、同裁判所から、対象不動産に付された根抵当権の登記名義人と称するケプラム社の申立てにより、対象不動産より発生するSPR社の賃料債権に対する債権差押命令を受領いたしました。当社の見解といたしましては、対象不動産より賃料債権は発生しておりません。

平成24年8月21日付「当社子会社による執行抗告の申立てに関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、SPR社は、債権差押の不当・不法性が明らかであると認識しており、執行抗告を申立てておりましたが、今般、SPR社は、以下の理由により東京高等裁判所に対して、債権差押命令に対する執行抗告の取下げをいたしました。

##### (3) 執行抗告取下げの理由

ケプラム社の競売申立てに係る根抵当権の存否に関しましては、静岡地方裁判所沼津支部において、根抵当権設定登記抹消登記請求訴訟が係属中ではありますが、SPR社は、当該根抵当権は不存在であると考えており、執行抗告においても同旨の主張をしております。したがって、執行抗告においても、ケプラム社の被担保債権は時効により消滅していること、根抵当権の取得原因たる債権譲渡は無効であること、これによりケプラム社は根抵当権を有していないこと等についての審理が必要となります。

しかしながら、執行抗告手続は、口頭弁論や証人尋問手続が予定されていない手続であり、事件の実体的な面を確定させるような十分な審理をすることはできないと考えられるため、執行抗告手続を終了させることといたしました。

(4) 今後の対応

SPR社といたしましては、ケプラム社の競売申立ては、不当・不法性が明らかであると認識しており、今後、前述の根抵当権設定登記抹消登記請求訴訟において、SPR社の正当性を引き続き主張し、競売停止に向けて取り組んでまいります。

以 上